

平成26年
6月議会報告

2015年、来年日本は団塊世代のすべてが65歳を迎え前期高齢者となります。
 その10年後の2025年になりますと、日本人の4人に1人が75歳以上の超後期高齢社会です。その時になりますと社会保障費の給付総額は年間150兆円に拡大すると試算されております。また「南海トラフ大地震」に対する震災対策、減災対策は、予測される被害の甚大さから国民のいのちを守るために多くの公共事業が行われることとなります。必要とされる公共事業は多い一方で事業を行うための財源は大変厳しく。借金財政であることは国民の多くが知るところです。
 以上の状況を踏まえて、また行政の透明性を図り市民との信頼関係を築く根幹である情報公開の観点から質問しました。



価格は適正か？です。



税金の使いみち
 本当に必要なか？

寺本の質問内容（要約）	豊橋市の答弁（要約）
<p>【質問1】本市の入札制度について 「税金のムダ遣い制度」としか言いようのない失格判断基準導入の法的根拠を質問しました。地方自治法167条「契約の内容及び適合した履行が成されない恐れがあると認めるとき」とあるが、そのような認める事例が1件でもあるならお答え願いたい。</p>	<p>どのような判断基準を導入するかは地方自治体の長の合理的裁量に委ねられている。 (コメント:寺本)認める事例が1件もないのに「税金ムダ遣い制度」を導入したのは法の逸脱と市長の裁量権濫用である。</p>
<p>【質問2】住民監査請求（豊橋市民病院放射線治療施設等整備に伴う基本設計及び実施設計業務）に対する監査結果について 今年3月上記の寺本が行った監査請求（不当歳出返還請求）に対し結果が出ました。「棄却」でした。しかし附記として市長に対する要望として失格となった者に対する調査を行うなど、様々な検証を行うことによって本入札制度の透明性・信頼性を確保しつつ、より実効性の高い制度となるよう努められたい。」とあることから、<u>落札業者より3,450万円安い入札業者が、当該契約ができないと認める調査をするべきだが、調査する考えはないかと質問しました。</u></p>	<p>他の自治体の状況及び本市の入札状況を検証しながら実効性の高い制度の構築を検討していく。 (コメント:寺本)調査をするかしないかを訊いているのに、それには答えず「検討する」という官僚答弁に終始。 安価高品質提供の入札業者をなぜ履行確認もせず失格にするのか！ 市民の血税を何と心得るか！</p>



<p>【質問3】本市の情報公開度について</p> <p>1、豊橋市は、他市と同様の情報公開条例でありながら、他市他県は公開しているのに豊橋市はなぜ非公開なのでしょう？</p> <p>公開・非公開の決定にあたり他市の決定や判例は参考にされるのでしょうか？（※2）</p> <p>豊橋市職員退職者の再就職先民間企業名すべてを非公開にした事例をもとに質問しました。</p> <p>2、職員退職者の再就職先民間企業のうち本市の入札登録業者及び委託業務契約業者は何割くらいか、平成21年から25年の5年間についても聞いてみました。</p>	<p>1、豊橋の情報公開条例の規定に従い、豊橋市自らの判断により行っている。民間再就職先は私人のプライバシーなので非開示としている。</p> <p>2、何割くらいか？とのお尋ねの件に関してはお答えできません。</p> <p>(コメント:寺本)何割くらいあるか、という質問は1週間も前に豊橋市に質問通告書を提出しているのだから、わからないはずはないと思うが、公開したくない理由があるんだね、キツと！！会社名や職員個人名ではなく、割合を聞いているだけですよ。</p>
--	---

(※1) 地方自治法施行令第167条の10,1項2項には(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)として「1項:その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認めるとき」「2項当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは」と定めている。こういう事例が豊橋市に過去1件でもあったのかを質問したが、市は答弁しなかった。議長が「答弁漏れがある。1件でも事例があるかないかだけ答えるように」と促したが、答弁はなかった。

(失格判断基準とは、入札価格が低だけの理由で調査もされずに失格になる制度。)

(※2) 地方公務員法の改正が5月14日に行われたので、適切な対応を行っていききたい、市は答弁したが、他市では既に透明性を図るために公開に踏み切っている。豊橋市の情報公開度は低いと断ぜざるを得ない。

総務委員会

平成26年6月12日

次の請願2件について、寺本は採択に賛成の立場で討論しました。

(寺本の討論を以下に抜粋しました。・全文はホームページに掲載してあります。)

●「解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める請願について

・・・軍事力を担保にする「安全」から「平和」が生まれるのでしょうか。私は大きな疑問を持ちます。ガガーリンが宇宙から「地球は青かった」とメッセージを送ってきたのは今から53年前です。その大宇宙の中の小さな惑星に、同じ空気を吸い子供たちの将来を思い考えて生きているのが人間ではないのでしょうか。どこの国でもその思いは同じでしょう。その人間同士が兵器を用いて殺しあう戦争は絶対悪です。先の大戦から戦争が人間をいかに狂人にさせるかは学んだはずです。アメリカが作ったものだろうが人類の将来にとって必要な御旗、平和主義、戦争放棄、専守防衛の憲法9条を堅持して世界に発信することが日本の使命だと私は信じます。私には、靖国神社に眠るご英霊からも「憲法9条を守れ」の声が聞こえてきます。地球は一つです。そこに生きとし生けるものが命をいただき共生しています。地球国日本村というスタンスで、「平和」を築く国であってほしい。これが憲法に戦争放棄を謳った日本の役割だと思います。「平和」への道は「対話」が最優先されるべきであり、そのために政治家は汗をかくべきです。すなわち集団的自衛権行使のための解釈改憲論議にエネルギーを使うのではなく、平和外交にエネルギーを使うべきなのです。

世界の軍事費は年間180兆円です。その10分の1の、18兆円を毎年世界の貧困と環境インフラに使えば、どれほど世界の争い事がなくなり、平和になるのでしょうか。

軍拡競争に向かう集団的自衛権ではなく日本は世界の軍縮平和を訴え続けるべきです。

●特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について

特定秘密保護法の成立に関し、国民の基本的人権に関わる重要な法律であるにもかかわらずわずか1カ月余の審議で強行採決しました。国会の周りを国民が幾重も反対の輪になって取り囲んでいる映像は今も脳裏に鮮明に残っております。国民の声に耳を貸さず、数の力だけで押し切る現政権のやり方は民主国家として許されるものではありません。この法案が国民の知る権利と表現の自由を侵害することは自明なことです。私は本請願に賛成いたします。

……阪口徳雄弁護士が次のような意見を述べておりました。

「公益通報者保護法によれば公益の為に省庁内の法令違反行為を通報すれば通報者は不利益取扱を受けない。しかし特定秘密保持者が特定秘密を公益通報の為に第三者に公益通報した場合に懲役10年以下の刑罰に処せられ、同時に懲戒免職される危険性がある。危ういので公益通報をしなくなり、省庁の違法行為が隠蔽され続ける。違法な公益通報対象事実が特定秘密保護法の秘密の前に闇に葬られるのである。この法律は正当な公益通報者を罰する法律になり、省庁の違法行為を隠ぺいする役割を担うことは明らかである。」

私も同じ思いです。

過去においては沖縄西山事件や近年は人災的原発事故情報また吉田調書など時の政権行政によって不都合な真実は隠ぺいされていました。特定秘密保護法はますます国民のいのちや将来に大きな影響をもたらすことが秘密にされる可能性が大変高い。何が秘密かも秘密で国会においても調査権がなく情報監視審査会は勧告権しかなく強制力を持たない、など基本的人権を侵害する法律です。特定秘密保護法廃止を求める意見は、昨年12月から4月の間に108の自治体から国会へ提出されているという。議会制民主主義を標榜する議会であれば当然の行為であります。

豊橋市議会においても本請願が採択されることを強く願っております。

請願者の意見陳述持ち時間5分について

豊橋市議会では、請願者本人に対して意見陳述ができることになっています。持ち時間は5分です。

今回もそれぞれの請願に対して請願者が意見を述べました。ところが、そのうちの一人が5分を過ぎてしまいました。そこで委員長は5分になったところで「時間です。」と止めてしまいました。意見陳述は中途のまま終えることになりました。

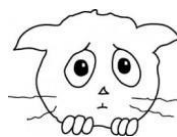
「5分」がルールではあるのですが、あと何分で済むのか、時間を陳述者に訊いて1~2分で済むことであるならば、最後まで述べられる融通があってもいいのではないかと思います。

そもそも5分の制限時間が短い。

10分くらいにしてはどうか、と思うのですが……。

みなさんはいかがお考えでしょうか？

市民が主役、がスローガンの豊橋だったですね。



たしか？

ルールは議会運営委員会で決めますが、一人会派議員は委員になれません。3人以上の会派が資格です。

このルールも議会運営委員会で決めるんだよね。

請願の結果は

6月19日の最終日採決が行われました。

上記2件の請願は

賛成議員 4人

反対議員 31人

反対多数で請願は不採択となりました。

奇しくも豊橋空襲のあった日に「集団的自衛権行使反対」の請願に豊橋市議会は否決。議員として記憶の底に留まる出来事になります。

満蒙開拓平和記念館市民行政視察レポート

(主催: 紘基会 / 平成 26 年 5 月 11 日)



(写真はスタッフの説明と体験談を聴く参加者)

記念館専務理事寺沢秀文氏は会館設立について

「満蒙開拓は不都合な史実であったかもしれませんが、しかし、不都合な史実に目を背けるものはまた同じ過ちを繰り返す。だからこそ、この記念館は「満蒙開拓」という史実に向き合い、このことを通じて戦争の悲惨さ、平和の尊さを語り継ぎ、たとえ国策であったとしても、おかしいことにはおかしいと感じることができる感性を持った賢い国民であるための学びの場の拠点にしたい。」と述べております。

満蒙開拓は国策として行われましたが、実際には土地も家も元々は中国の人々のものでした。「加害」の側面は拭いきれません。しかし、そんなことは知らされず入植し、日本の貧困のために日々の食料を求めて開拓団として中国に渡り、現地の戦争が激しくなると日本軍に見放され逃げ惑った開拓団の人々は、まさに国策に翻弄された人々でした。同じ農作民として中国人と共生した日本人は、侵攻してきたロシア兵から匿われ帰国につながったとの話もありました。こういった両側面の史実が館内には展示されています。

少し暑く感じるほどの好天の、まさしく五月晴れの日でした。私たち参加者を乗せたバスは一路満蒙開拓平和記念館のある阿智村へと向かいました。記念館は国道から曲がり細く続く道を走った山間部にありました。回りには何も無い1棟だけの小さな建物でしたが、昨年4月開館以来1年で、当初予想した5千人を大きく上回る3万人超えの訪問数だそうです。

「満蒙開拓の被害と加害」という両側面に向き合うスタンスをとる記念館の方針は「開拓という名を借りた侵略でした。」と記念館スタッフのあいさつの言葉からも理解できました。

寺本ひろゆきの6月議会報告会を開きます。

と き : H26, 7月20日(日)
午後 1:30~3:45

ところ : 豊橋市民文化会館
第3会議室

市政について詳しく報告いたします。
参加無料です。どなたでも！
お誘いあってご参加ください。



豊橋市議会一人会派：紘基会 / 寺本 ひろゆき

〒441-1101 豊橋市賀茂町字石城寺 4-6 (横田めぐみさん写真展常設)

TEL 0532-88-3451 FAX 0532-88-3422 携帯 090-8458-7575

携帯メール hiroyuki_2212@softbank.ne.jp PC メール teramoto_kokikai@yahoo.co.jp

hp:http://www.geocities.jp/teramoto_net

今年度も廃止すべき政務活動費(議員報酬とは別途支給年間108万円:通算8年864万円)を辞退して議員活動を行なっております。

1期目から議員自ら身を削れ！！とまっすぐ改革

紘基会は会員募集中です。詳しくは上記宛ご連絡ください。

